

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案について (概要)

1. 概要

- ・国において、建築基準法の一部を改正する法律が平成 30 年 6 月 27 日に公布されました。
- ・今回の改正のうち、1 年以内の施行分により、建築物の用途を変更して一時的に興行場等または特別興行場等として使用する場合の特例制度が新たに設けられたことから、「滋賀県建築基準条例」の一部を改正しようとするものです。

2. 改正内容

(1) 滋賀県建築基準条例の一部改正

- ・建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合について、特定行政庁が安全上、防火上および衛生上支障がないと認めて許可することができるようになったこと、および、建築物の用途を変更して一時的に国際的な規模の会議等に使用する等の理由により 1 年を超えて使用する特別興行場等について、特定行政庁が安全上、防火上および衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、建築審査会の同意を得て、その建築を許可することができるようになったことから、当該許可を受けた興行場等または特別興行場等については、新たに建築する仮設興行場等と同様に、滋賀県建築基準条例の規定を適用しないことを条例に定めるものです。(第 36 条の 2 関係)

(2) その他

- ・この条例は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとします。

## 滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、建築物の用途を変更して一時的に興行場等または特別興行場等として使用する場合の特例制度が新たに設けられたことから、滋賀県建築基準条例（昭和 47 年滋賀県条例第 26 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等または特別興行場等として使用する許可を受けた建築物について、滋賀県建築基準条例の規定を適用しないこととします。（第 36 条の 2 関係）
- (2) この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日から施行することとします。

議第 55 号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例（昭和 47 年滋賀県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 2 項中「または」を「もしくは」に改め、「仮設興行場等」の右に「、法第 87 条の 3 第 5 項の規定による許可を受けた興行場等または同条第 6 項の規定による許可を受けた特別興行場等」を加える。

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

滋賀県建築基準条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第36条 省略 (適用除外)</p> <p>第36条の2 この条例の規定は、大津市の区域においては、適用しない。</p> <p>2 この条例の規定は、法第85条第5項または第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等については、適用しない。</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条～第36条 省略 (適用除外)</p> <p>第36条の2 この条例の規定は、大津市の区域においては、適用しない。</p> <p>2 この条例の規定は、法第85条第5項もしくは第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等、<u>法第87条の3第5項の規定による許可を受けた興行場等または同条第6項の規定による許可を受けた特別興行場等</u>については、適用しない。</p> <p>以下 省略</p>

## 背景

**建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和**（建築基準法の一部を改正する法律の公布日（H30.6.27）から1年以内に施行）

既存建築ストックを、一時的に他の用途に利用したいというニーズが増加しているが、現行の仮設興行場等における制限の緩和は、新築等が前提で、既存建築物の一時的な転用に対応する規定がない。

- 仮設興行場等を新築する場合に、特定行政庁が許可した建築物は、建築基準法の一部の規定と滋賀県建築基準条例の規定が適用除外となる。
- 一方で、既存建築物の一時的な転用に対応する緩和規定がなく、一時的な転用であっても転用の用途に関する現行基準に適合させる必要がある。

**既存建築物を一時的に興行場等または特別興行場等に転用する場合、新たに建築する仮設興行場等と同様に、一部の規定を緩和する制度を新設する。**

- 既存建築物を一時的に興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗等）として使用する場合は許可の新設。（1年以内の使用）
- 国際規模の競技会等その他の理由により、既存建築物を一時的に特別興行場等として使用する場合は許可の新設。（1年を超える使用、建築審査会の同意が必要）
- 既存建築物を一時的に興行場等または特別興行場等の用途での使用が許可された建築物は、許可された期間、建築基準法の一部の規定が適用除外となる。

## 条例案

滋賀県建築基準条例の一部改正

既存建築物の用途を一時的に変更して、興行場等または特別興行場等として使用する許可を受けた場合に対する条例の適用除外を追加

- 新たに建築する仮設興行場等と同様に条例の適用除外とする。



個々の建築物単位に関する基準

【法律】最低限必要な部分のみ適用

敷地単位に関する基準

【法律】すべて適用除外

【条例】県条例の規定は、地域の特殊性等に応じて法律の基準に付加したものであり、一時的な用途の変更に対しては、条例の適用自体を除外する。